

# 鳥取県公報

平成 25 年 8 月 30 日(金) 号外第97号

毎週火·金曜日発行

#### 目 次

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(52)(人事企画課)・・・・・・3 ◇ 条 例
- ◇ 人委規則 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則(19)(給与課)・・・・7
  - 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(20)(n)・・8

#### ------公布された条例のあらまし------

#### ◇職員の退職手当に関する条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由 地方公務員等共済組合法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 条例の概要
  - (1) 自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額について定めた規定中、引用している地方公務員等 共済組合法の条項を厚生年金保険法の条項に改める。
  - (2) 勤続期間の計算について定めた規定中、引用している地方独立行政法人法の条項を改める。
  - (3) 施行期日は、公布日とする。ただし、(1)に関する事項の施行期日は、平成27年10月1日とする。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年8月30日

鳥取県知事 平 # 伷 治

#### 鳥取県条例第52号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本 (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本 額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げる ものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけ るその者の給料月額(給料(これに相当する給与を 含む。以下同じ。) が日額で定められている者につ いては、給料の日額の21日分に相当する額とし、職 員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料 の一部又は全部を支給されない場合においては、こ れらの理由がないと仮定した場合におけるその者の 受けるべき給料の月額とする。以下同じ。) に、そ の者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる 年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定め る割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
		ㅁ1 □
1 傷病( <u>厚生年金保険法</u>	略	
(昭和29年法律第115		
<u>号)第47条第2項</u> に規定		
する障害等級に該当する		
程度の障害の状態にある		
傷病とする。次条、第5		
条並びに附則第29項及び		
第30項において同じ。)		
又は死亡によらず、その		
者の都合により退職した		
者(第17条第1項各号に		
掲げる者を含む。以下こ		
の表及び第8条の2第4		
項において「自己都合退		
職者」という。)で、勤		

額)

第3条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げる ものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけ るその者の給料月額(給料(これに相当する給与を 含む。以下同じ。) が日額で定められている者につ いては、給料の日額の21日分に相当する額とし、職 員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料 の一部又は全部を支給されない場合においては、こ れらの理由がないと仮定した場合におけるその者の 受けるべき給料の月額とする。以下同じ。) に、そ の者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる 年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定め る割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 傷病(地方公務員等共	略	
済組合法(昭和37年法律		
第152号)第84条第2項		
に規定する障害等級に該		
当する程度の障害の状態		
にある傷病とする。次		
条、第5条並びに附則第		
29項及び第30項において		
同じ。)又は死亡によら		
ず、その者の都合により		
退職した者(第17条第1		
項各号に掲げる者を含		
む。以下この表及び第8		
条の2第4項において		
「自己都合退職者」とい		

続期間が20年未満のもの

(勤続期間の計算)

第9条 略

 $2\sim4$  略

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期 間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員 (国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号) 第2条に規定する者をいう。以下同じ。) (以下 「他の公務員」という。)、企業局企業職員の給与 の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例 第39号) 第1条及び病院局企業職員の給与の種類及 び基準に関する条例 (平成7年鳥取県条例第3号) 第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与 の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例 第37号) 第1条第2項に規定する現業職員(以下 「企業職員等」という。)、病院事業の管理者又は 教育長が、引き続いて職員となったときにおけるそ の者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者 又は教育長としての引き続いた在職期間を含むもの とする。この場合において、その者の他の公務員又 は企業職員等としての引き続いた在職期間について は前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長と しての引き続いた在職期間については知事等の退職 手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)第 3条第3項及び第6条(同条例第8条において準用 する場合を含む。) の規定を準用して計算するほ か、次に掲げる期間をその者の他の公務員、企業職 員等、病院事業の管理者又は教育長としての引き続 いた在職期間として計算するものとする。ただし、 退職により、この条例の規定による退職手当に相当 する給与の支給を受けているときは、当該給与の計 算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎 となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団 体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法 人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をい う。以下同じ。) の退職手当の支給の基準(同法第 48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をい う。以下同じ。) において明確に定められていない 場合においては、当該給与の額を退職の日における その者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た 数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り う。) で、勤続期間が20年 未満のもの

(勤続期間の計算)

第9条 略

 $2\sim4$  略

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期 間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員 (国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号) 第2条に規定する者をいう。以下同じ。) (以下 「他の公務員」という。)、企業局企業職員の給与 の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例 第39号) 第1条及び病院局企業職員の給与の種類及 び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号) 第1条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与 の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例 第37号) 第1条第2項に規定する現業職員(以下 「企業職員等」という。)、病院事業の管理者又は 教育長が、引き続いて職員となったときにおけるそ の者の他の公務員、企業職員等、病院事業の管理者 又は教育長としての引き続いた在職期間を含むもの とする。この場合において、その者の他の公務員又 は企業職員等としての引き続いた在職期間について は前各項の規定を、病院事業の管理者又は教育長と しての引き続いた在職期間については知事等の退職 手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)第 3条第3項及び第4項並びに第6条(同条例第8条 において準用する場合を含む。) の規定を準用して 計算するほか、次に掲げる期間をその者の他の公務 員、企業職員等、病院事業の管理者又は教育長とし ての引き続いた在職期間として計算するものとす る。ただし、退職により、この条例の規定による退 職手当に相当する給与の支給を受けているときは、 当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与 の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職し た地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年 法律第118号) 第2条第2項に規定する特定地方独 立行政法人をいう。以下同じ。) の退職手当の支給 の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定 する基準をいう。以下同じ。) において明確に定め られていない場合においては、当該給与の額を退職 の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12 を乗じて得た数 (1未満の端数を生じたときは、そ |捨てる。)に相当する月数)又は他の公務員が定員若|の端数を切り捨てる。)に相当する月数)又は他の公 しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少そ | 務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは の他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生 予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若し じたことにより退職し、引き続いて職員となったときくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員 において、知事がその者の他の公務員としての引き続となったときにおいて、知事がその者の他の公務員と いた在職期間を通算しないことに定めたときにおける しての引き続いた在職期間を通算しないことに定めた 当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、そのときにおける当該他の公務員としての引き続いた在職 者の職員としての引き続いた在職期間には含まないも期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間に のとする。

#### (1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人 (以下「地方公共団体等」という。) で、退職手 当に関する規定又は退職手当の支給の基準におい て、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若し くは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方 独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項 に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同 じ。)、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第 124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路 公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道 路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社 (以下「地方公社」という。) 若しくは公庫等 (国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定 する公庫等をいう。以下同じ。) (以下「一般地 方独立行政法人等」という。) に使用される者 (役員及び常時勤務に服することを要しない者を 除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」とい う。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者 又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職 手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共 団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団 体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行 政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員 としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員 としての勤続期間に通算することと定めているも のの公務員(以下「特定地方公務員」という。) が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応 じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公 社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以 下この項において同じ。) に関する規程におい て、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等 職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又 は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手 当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独

は含まないものとする。

#### (1) 略

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人 (以下「地方公共団体等」という。) で、退職手 当に関する規定又は退職手当の支給の基準におい て、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若し くは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方 独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に規定 する一般地方独立行政法人をいう。以下同 じ。)、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第 124号) に規定する地方住宅供給公社、地方道路 公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道 路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社 (以下「地方公社」という。) 若しくは公庫等 (国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定 する公庫等をいう。以下同じ。) (以下「一般地 方独立行政法人等」という。) に使用される者 (役員及び常時勤務に服することを要しない者を 除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」とい う。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者 又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職 手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共 団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団 体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行 政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員 としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員 としての勤続期間に通算することと定めているも のの公務員(以下「特定地方公務員」という。) が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応 じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公 社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以 下この項において同じ。) に関する規程におい て、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等 職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又 は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手 当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独 |立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合|立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合 に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員 に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員 方公社に使用される者としての勤続期間に通算するこ 方公社に使用される者としての勤続期間に通算するこ 務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ | 務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ 社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続 |社職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続 員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員と|員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員と なるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務なるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務 においては、先の職員以外の地方公務員としての引き においては、先の職員以外の地方公務員としての引き 続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員 続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員 としての引き続いた在職期間の終期までの期間

 $(3)\sim(7)$  略

6~9 略

としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地 としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地 とと定めているものに使用される者(役員及び常時勤とと定めているものに使用される者(役員及び常時勤 「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公」「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公 き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職 | き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職 員として在職した後更に引き続いて職員となった場合|員として在職した後更に引き続いて職員となった場合 としての引き続いた在職期間の終期までの期間

 $(3)\sim(7)$  略

 $6 \sim 9$  略

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

## 人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月30日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第19号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(義務免除) 第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。 略 (4) 国又は地方公共団体の機 その都度必要 関、学校その他公共的又は公益 と認める期間 的な活動を行う団体から書面等 による委嘱を受けて、現在又は 過去の職務に関連のある講演、講義、討論又は審査を行う場合 略	(義務免除) 第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。 略 (4) 国又は地方公共団体の機 その都度必要 関、学校その他の団体から委嘱 と認める期間を受けて講演、講義、審査等を行う場合

附則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月30日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第20号

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前	
(特別休暇)	(特別休暇)	
第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める	第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める	
場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2	場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2	
項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に	項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に	
掲げる期間とする。	掲げる期間とする。	
略	略	
(25) 国又は地方公共団体の機 その都度必要	(25) 国又は地方公共団体の機 その都度必要	
関、学校その他公共的又は公益と認める期間	関、学校その他の団体から委嘱と認める期間	
的な活動を行う団体から書面等	を受けて講演、講義、審査等を	
による を による を 要嘱を 受けて 、現在又は		
過去の職務に関連のある講演、		
講義、討論又は審査を行う場合		
略	略	

附則

この規則は、公布の日から施行する。